

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年9月24日
【会社名】	株式会社タウンズ
【英訳名】	TAUNS Laboratories, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野中 雅貴
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	静岡県伊豆の国市神島7 6 1 番 1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2 番 1 号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 野中雅貴は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制によりその財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2026年6月30日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮し、当社を対象としておこなった全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社は体外診断用医薬品事業の単一セグメントであり、体外診断用医薬品の開発、製造及び販売が主たる事業活動であることから、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象としました。

さらに、重要な見積りの不確実性を伴う等、財務報告への影響が大きいと判断した勘定科目に関連する関係会社株式及び投資有価証券の評価に係る業務プロセス等を評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。